

## 憲法記念日

5月3日は、「憲法記念日」です。つまり、1947年の5月3日に日本国憲法が施行されたもので、国民の祝日に関する法律では、この日を「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」日としています。なお、日本国憲法が公布された11月3日は、「文化の日」となっています。

日本国憲法は、太平洋戦争敗戦後の占領軍による統治下において、大日本帝国憲法の改正手続きを経て、公布、施行されたものですが、憲法についてはこれまで、様々な議論がなされて来たにもかかわらず一度として改正されたことはありません。

日本国憲法については、「占領軍による押し付けだ」といった意見もありますが、私は必ずしもそうは思っていません。この憲法は、最終的には国民が選択し、受け入れたものであり、悲惨な戦争を体験し、荒廃した国土を目の当たりにした国民にとって、新憲法は、新しい日本のスタートを象徴するものだったのではないかと考えています。しかし、その憲法も施行されて以来65年、その間に、憲法を取り巻く国内外の情勢は大きく変化しており、時代の変化に合わせて修正を加える必要が出てきています。

良く、憲法は不磨の大典といわれますが、憲法は律法ではなく人間が作った法律ですから、憲法といえども改正することは可能であり、むしろ、憲法に手が加えられず現実から遊離してしまっただけは、結局のところ国民からは守られない法律となってしまうでしょう。

日本国憲法の特徴の一つは、その9条において「戦争の放棄と戦力の不保持」を明記していることですが、この9条の存在が、護憲派にとっても改憲派にとってもある種トラウマのようになっていて、建設的な憲法議論を妨げているように感じられます。

実際、「憲法記念日」になると、恒例行事のように、全国各地で改憲派、護憲派それぞれが講演会などの記念行事を行っており、そこでは必ずといってよいほど憲法9条が取り上げられています。まるでイデオロギー論争を見ているようです。

私は、憲法9条が戦後の日本の経済的繁栄に大きく貢献したことは間違いな

いと思っています。しかしながら、護憲派の方々がいうように、憲法9条があるから日本の平和が保たれているとも思っていません。

憲法9条は、その前文にあるように「平和を愛する諸国民の公正と信義」に対する信頼を前提にしたものであり、憲法では、「諸国民の公正と信義」の上に「われらの安全と生存を保持しよう」と決意し、「戦争の放棄と戦力の不保持」を明記したのです。しかし、その崇高な理想や精神とは裏腹に、日本を取巻く国際情勢を見れば、それは誠に危ういものであり、我々が信頼しようとしている「諸国民の公正と信義」に何の保障もないことは明らかです。

憲法改正については、これまでも自民党などが改憲の必要を説き、憲法改正素案を公表する等していますが、国会はおろか国民的議論も起こっているとはいえません。こうした中、今年の2月、大阪維新の会がその公約とも言える「維新八策」の中で、参院廃止、首相公選制の導入といった憲法改正を前提とする提案を行いました。影響力のある橋下市長の発言ですから、憲法改正の議論も、今後現実味を帯びてくる可能性が出てきました。

憲法は、日々の暮らしとは必ずしも直結していませんので、憲法改正についても国民の関心は決して高くありません。しかし、憲法は、国家の意志を体現し、その進むべき方向を示す文字通り国家の柱石ですので、一時のムードに流されて議論すべきことではありません。そのためにも、折角の「憲法記念日」、是非憲法に目を通していただき、その条文に込められた先人の思いや国の行く末について、考えを巡らせてみては如何でしょうか。（塾頭 吉田 洋一）